

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務【電気設備、通信設備】に関する協定」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度(災害協定等の有無)」の項目を設定している場合、加算評価されます。

また、当該協定に基づき災害応急復旧業務(防災訓練を除く)を行うと「地域貢献度(災害協定に基づく活動実績の有無)」の項目を設定している場合に加算評価されます。

令和5年10月26日

国土交通省 関東地方整備局

下館河川事務所長

海津 義和

記

1. 協定の目的

下館河川事務所が管理する河川管理施設等(電気設備、通信設備)において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な資材及び労力等について、下館河川事務所と協定会社がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1)協定書(案) 別冊のとおり
- (2)協定区間 別紙-1(協定区間模式図)のとおり
- (3)協定内容 本協定で想定している作業は、河川管理施設等(電気設備、通信設備)の応急復旧作業とする。
- (4)協定区分 電気設備、通信設備とする。

3. 申請書類

- (1)申請書 様式-1(協定参加申請書)
- (2)調査票 調査様式-1(河川災害応急復旧業務に関する調査票【電気設備、通信設備】)

調査様式－2(対応可能な設備調査票【電気設備】【通信設備】)

2つの協定区分を希望する場合は、電気設備・通信設備両方の調査票を提出すること
※調査票は、令和5年10月26日現在で作成する。

4. 申請者の条件

関東地方整備局における一般競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。

① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者の認定がなされている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)

・協定区分が電気設備の場合は「電気設備工事」または「受変電設備工事」

・協定区分が通信設備の場合は「通信設備工事」

② 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供のA、B、C、又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、関東地方整備局長から地方支分部局所掌の工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。

(7) 災害訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。

(8) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

5. 審査項目

下記における審査項目について審査を行います。

審査項目	審査基準	欠格要件
<p>1. 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (調査様式-1)</p>	<p>次に掲げるいずれかの者を配置出来ること。</p> <p>①建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者 イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。 ハにあつては以下に限る。 ・技術士(電気電子部門、建設部門) ・技術士(総合技術監理部門(選択科目「電気電子」、「建設」))</p> <p>②平成20年度以降に関東地方整備局が発注し、元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事への従事経験を有する技術者を配置できること。 ・「電気通信設備」の保守業務又は点検業務 ・「電気通信設備」の新設工事又は改修工事 ・「電気通信設備」の購入又は製造</p> <p>※保守(または点検)業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。</p>	<p>資格等の保有者を確保できない場合</p>
<p>2. 協定に基づく出動要請を行った場合の作業員出動の可否 (調査様式-1)</p>	<p>作業員の有無(協力会社含む※1)</p>	<p>作業員を確保できない場合</p>

<p>3. 「保守業務」「点検業務」「工事」又は「製造」の実績 (調査様式-1)</p>	<p>平成20年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有するもの</p> <p>1) 下記記載のいずれかの設備における保守又は点検業務</p> <p>2) 下記記載のいずれかの設備における新設又は改修工事</p> <p>3) 下記記載のいずれかの設備における製造</p> <p>【協定区分が電気の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧(又は特別高圧)受変電設備 ・発動発電機(自動起動方式)を含む電気設備 ・無停電電源設備(常時インバータ方式に限る) <p>【協定区分が通信の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重無線設備 ・遠方監視設備 ・光ファイバーネットワーク設備(線路敷設の場合は1km以上) ・テレメータ設備 ・自動電話交換設備 ・防災情報処理設備(防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの) ・CCTV設備 ・移動体通信設備 ・衛星通信設備 	<p>実績が無い場合</p>
<p>4. 過去2年間の工事成績評定点の平均点(※2)</p>	<p>関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の令和3年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点</p>	<p>平均点が60点未満の場合</p>

※1 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付すること。

※2 参加資格が「電気設備工事」「受変電設備工事」「通信設備工事」のいずれかで申請した場合。(「役務の提供等」で申請した場合は対象外)

6. 協定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※協定締結日は令和6年4月1日(月)とする。

7. 申請書の交付及び提出

(1) 申請書等の交付

1) 下館河川事務所のホームページにて交付する。

HPアドレス : <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

2) 交付期間 : 令和5年10月26日(木)～令和5年11月27日(月)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

3) 上記1)による交付方法で入手ができない場合は、記録媒体(CD-R等)を下記(5)問い合わせ先に持参することにより電子データを交付する。なお、この場合は、事前に下記(5)問い合わせ先にその旨、連絡するものとする。

この場合の交付期間についても上記2)と同様とする。

(2) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る(下記(4)提出期間内に必着)。また、持参による場合は下記(4)の受付時間内に限る。なお、FAX、電子メール等によるものは、受け付けない。

(3) 提出部数

1部(袋とじ、割印)、紙によるもの

(4) 提出期間および受付時間

令和5年10月26日(木)～令和5年11月27日(月)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着

(5) 提出場所及び問い合わせ先

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地

国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課

TEL 0296-25-2169(直通)

8. 申請書作成等に対する質問

(1) 問い合わせの方法

質問書類の様式は任意とし、書類を持参、郵送(書留に限る)、又はFAXにより提出すること。

(2) 提出期間および受付時間

令和5年10月26日(木)～令和5年11月20日(月)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着

(3) 回答期間及び回答方法

1) 回答方法: 下館河川事務所ホームページ及び各閲覧場所・掲示板にて回答する

2) 回答予定日: 令和5年11月22日(水)

※閲覧等は、8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(4) 提出場所及び問い合わせ先

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 管理課
TEL 0296-25-2169(直通)
FAX 0296-25-2170(直通)

9. 選定結果の通知

申請書を審査の上、選定結果を申請者に郵送による書面にて通知する。なお、通知日は令和5年12月11日(月)を予定している。

10. 締結できない者に対する理由の説明等

(1) 上記9. において災害協定の締結ができないものとして通知を受けた者は、下館河川事務所長に対して締結できない理由について、書面(任意様式)により説明を求めることができる。

(2) 提出方法 : 持参及び郵送(書留に限る。)

※FAXによるものは受け付けない。

(3) 提出期限 : 令和5年12月11日(月)～令和5年12月14日(木)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着

(4) 提出場所及び問い合わせ先

上記8. (4)と同様

(5) 回答期限及び回答方法

令和5年12月19日(火)までに書面により回答する。

11. 災害協定の締結等

(1) 上記9. において災害協定を締結できる者として選定結果の通知を受けた者は、選定結果

の通知に添付されている協定書2通に押印し、その内の1通と別添の調査票を作成し、合わせて返送するものとする。

(2) 提出期限 : 令和5年12月11日(月)～令和5年12月25日(月)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)必着

(3) 提出場所及び問い合わせ先

上記8. (4)と同様

12. その他

(1) 申請書類作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 本公告、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票等の印刷物の請求には応じない。

(3) 提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用することはない。

(4) 提出された申請書、調査票は返却しない。なお、差し替え・再提出は認めない。

(5) 本公告、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票については、下記に示す当事務所のホームページよりダウンロードしてください。

◆下館河川事務所ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>

◆掲示・閲覧場所、期間および閲覧時間

【掲示・閲覧場所】

・国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 閲覧コーナー掲示板
及び各出張所 掲示板

下館河川事務所（茨城県筑西市二木成1753）

氏家出張所（栃木県さくら市大中323-2）

石井出張所（栃木県宇都宮市石井町2347）

伊讚出張所（茨城県筑西市女方173）

鎌庭出張所（茨城県常総市新石下1302）

真岡出張所（栃木県真岡市田町1518）

黒子出張所（茨城県筑西市大字井上890-6）

水海道出張所（茨城県常総市水海道橋本町3526-1）

藤代出張所（茨城県取手市小浮気144-1）

【閲覧期間及び時間】

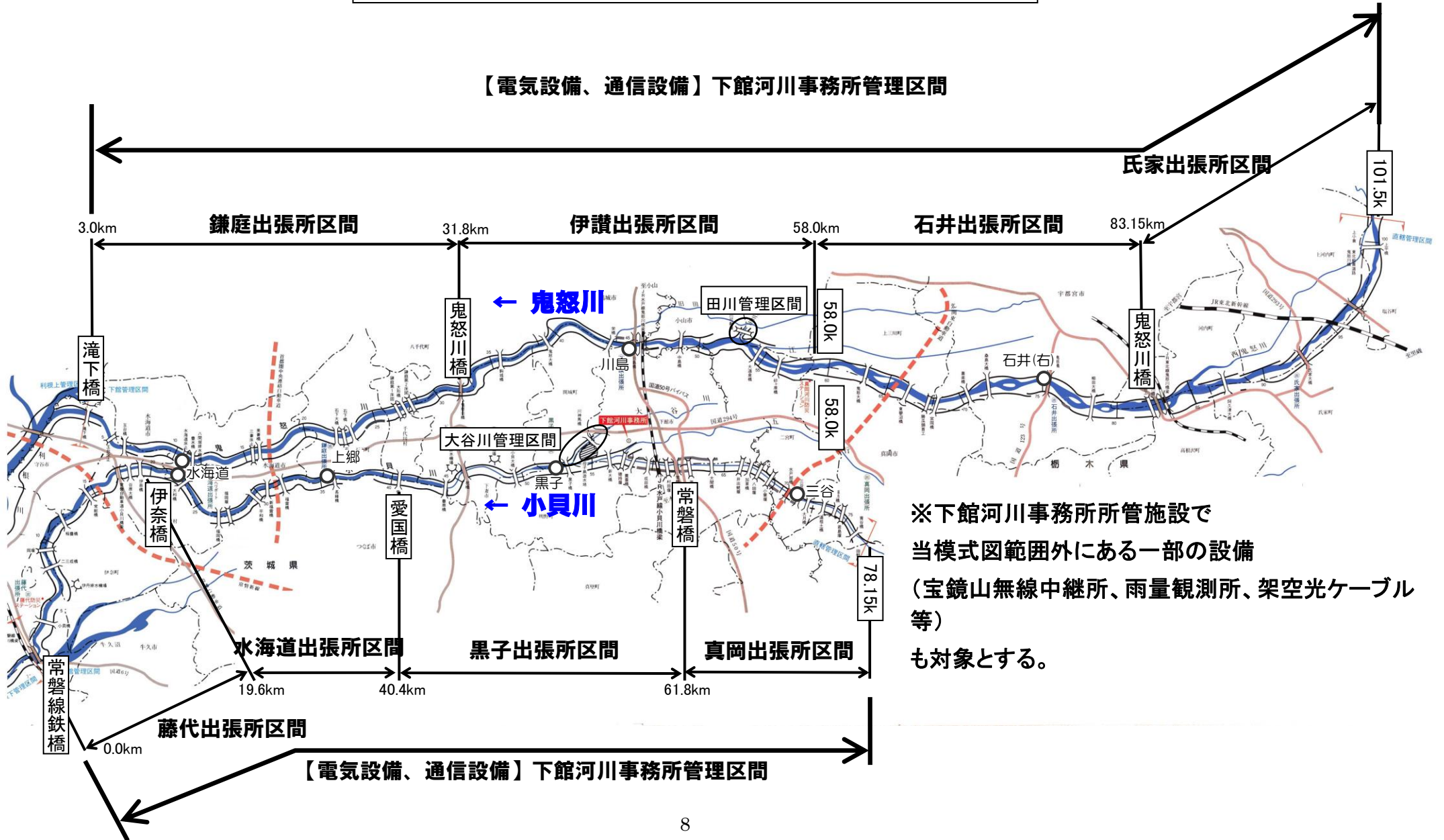
令和5年10月26日（木）～令和5年12月20日（水）

8:30～17:15まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

以 上

河川災害応急復旧業務 協定締結区間

【電気設備、通信設備】下館河川事務所管理区間



申請書、調査票の提出にあたって

1.提出部数は1部、袋とじ、割印

2.下記、全ての書類を綴じ込んで下さい。

編纂順序 様式－1

調査様式－1

調査様式－1の添付書類(契約書等の写し、CORINS・工事成績評定
通知書資格書等の写し)

調査様式－2

3.提出書類は、様式－1を1ページとした通し番号を付するとともに全ページ数を表示すること(ページの例:P1／〇～PO／〇)。

様式－1

(用紙は A4 とする)

協 定 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所長
海津 義和 様

住所 〒

代表者

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定【電気設備、通信設備】」に
参加したく申請いたします。

担 当 者 :

部 署 :

電話番号:

内線

FAX番号:

メールアドレス:

河川災害応急復旧業務に関する調査票【電気設備、通信設備】

会社名:〇〇〇〇(株)

令和 5年 月 日現在

1. 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否

1	氏名	〇〇 〇〇	資格	技術士
			実務経験	
2	氏名	〇〇 〇〇	資格	
			実務経験	〇〇設備修繕工事 CORINS 番号: 〇〇〇〇

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の作業員出動の可否

作業員の数	自 社 :	人
	協力会社 :	人

※ 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付して下さい。

3. 「保守業務」「点検業務」「工事」又は「製造」の実績

件 名	工期 (履行期間)	発注者名
	～	

※ 実績は、最新のものを記載して下さい。

記載した業務、工事又は製造の施工内容がわかるもの（仕様書等）を添付して下さい。

対応可能な設備調査票【電気設備】

会社名:〇〇〇〇(株)

番号	設備区分	主な装置名	記入欄(例)	
			対応可	対応不可
1	高圧電気設備	PAS、受変電盤、高圧電力ケーブル等	○ 受変電盤を除く	
2	低圧電気設備	分電盤、低圧電力ケーブル、照明器具等	○	
3	発電設備	固定型予備発電設備、移動型小型発動発電機等	○ 移動型のみ対応可	
4	無停電電源設備、直流電源設備	整流器盤、インバータ盤、蓄電池盤等		○

※ 各設備毎に記入欄の該当項目に「○」を記入して下さい。なお、「主な装置名」に記載された全ての装置でなく、一部の装置で結構です。

対応可能な設備調査票【通信設備】

会社名：〇〇〇〇(株)

番号	設備区分	主な装置名	記入欄（例）	
			対応可	対応不可
1	多重無線設備	多重無線通信装置、FWA無線装置等		○
2	遠方監視設備	専用通信網監視制御装、簡易型監視装置等		○
3	光ファイバーネットワーク設備	デジタル端局装置（IP）、線路監視装置、LANスイッチ等		○
4		光ファイバー線路、クロージャー、成端箱等	○	
5	テレメータ設備	テレメータ装置、雨量計、水位計、パンザマスト、空中線等	○ テレメータ装置を除く	
6	自動電話交換設備	自動電話交換装置、電話機等		○
7	防災情報処理設備	河川情報システム、情報提供サーバ、情報蓄積サーバ等	○	
8	CCTV設備	CCTVカメラ、画像符号化装置、カメラポール等	○	
9	移動体通信設備	デジタル陸上移動通信システム	○	
10	衛星通信設備	可搬型Ku-SAT II	○	

※ 設備毎に記入欄の該当項目に「○」を記入して下さい。なお、「主な装置名」に記載された全ての装置でなく、一部の装置で結構です。

(案)

災害時における河川災害応急復旧業務【電気設備】【通信設備】に関する協定書

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長 海津 義和（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、風水害・地震・河川水質事故・大規模火災等で発生した災害時（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務【電気設備】【通信設備】（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は下館河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する河川管理施設等（電気設備、通信設備）（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定めもって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(協定の適用区分)

第2条 協定が適用される区分は、【電気設備】【通信設備】に関する応急復旧作業等とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、別紙の事務所直轄管理区間の全区間とその付近とする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第3条に定める区間を担当する事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施体制)

第5条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により職員等に報告し、甲又は職員等の指示による当該被害の応急復旧業務を実施するものとする。

3. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者を定め、書面又は電話等の方法により職員等に報告するものとする。

(業務の完了)

第6条 第5条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面にて職員等に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は第5条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請する場合は、甲乙協議して実施するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第15条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(有効期間及び効力)

第16条 この協定の有効期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

2. 乙が関東地方整備局長から「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」に基づく指名停止期間中は、当該協定を適用しない。

ただし、予め関東地方整備局長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(研修等への参加)

第17条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不相当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 4月 1日

甲 国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所長 ○○ ○○

乙 住 所

氏 名

河川災害応急復旧業務 協定締結区間

【電気設備、通信設備】下館河川事務所管理区間

